

(様式1別紙1)

地方就職学生支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 富山県地方就職学生支援事業及び高岡市地方就職学生支援事業に関する報告及び立入調査について、富山県及び高岡市から求められた場合には、それに応じます。
- 2 以下の場合には、富山県移住支援事業・マッチング支援事業・地方就職学生支援事業及び起業支援事業実施要領及び高岡市地方就職学生支援金交付要綱に基づき、地方就職学生支援金の全額又は半額を返還します。
 - (1) 地方就職学生支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
 - (2) 地方就職学生支援金の申請日から1年以内に地方就職学生支援金の要件を満たす職への就業を行わなかった場合：全額
 - (3) 地方就職学生支援金の申請日から1年以内に高岡市に転入しなかった場合：全額
 - (4) 地方就職学生支援金の要件を満たす職を就業から1年以内に辞した場合（ただし、退職から3か月以内に県内の別の企業に就業する場合を除く）：全額
 - (5) 転入日から3年未満に高岡市以外の市区町村に転出した場合：全額
 - (6) 転入日から3年以上5年以内に高岡市以外の市区町村に転出した場合：半額